九、宝製菓株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第二号

排除命令

鳥取県東伯郡東伯町逢束

宝製菓株式会社

右代表者　代表取締役　河　越　行　三

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一、宝製菓株式会社は、その販売する小売価額百円の「ゆず餅・挽茶餅・栗餅およびわらび餅」を詰め合わせた商品およびこれと同種の商品について、今後、次の行為をしてはならない。

(一)　当該商品の容器包装に、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をすること。

(二)　当該商品に、同社の製造に係る他の商品が受賞した「全菓博副総裁賞受賞工場」その他これに類似する名称を記載することにより、一般消費者に当該商品が当該賞を受賞したものであると誤認される表示をすること。

二、同社は、小売価額百円の「ゆず餅・挽茶餅・栗餅およびわらび餅」を詰め合わせた商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、㈠同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容量は、包装箱の総容積の約三十五・三パーセントに相当する量しかなかつた旨および㈡当該商品は、第十六回全国菓子大博覧会において副総裁賞を受賞したものではなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

一、宝製菓株式会社は、肩書地に主たる事務所を置き、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

同社は、小売価額百円の「ゆず餅・挽茶餅・栗餅およびわらび餅」を詰め合わせた観光土産品（別添写真参照）を昭和三十七年九月から自社工場において製造し、九州、四国、中国、中部、関東の各都県およびその他の地域に販売している。

当該商品は、「ゆず餅・挽茶餅・栗餅およびわらび餅」がそれぞれ二個ずつ縦二十九・一センチメートル、横十三・四センチメートル、高さ一・五センチメートル（総容積約五百八十四・九立方センチメートル）の包装箱に詰められ、その包装箱の周囲は、幅一・四センチメートルから一・七センチメートルにいたる波状の縁取りがほどこされ、その箱の表面は、透明なセロハン紙でおおわれたもので、あたかも「ゆず餅・挽茶餅・栗餅およびわらび餅」が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、前記波状の縁取りの下に幅一・二センチメートルの額縁状の縁取りがほどこされ、厚さ〇・六センチメートルの段ボール紙であげ底されており、その上に縦十・四センチメートル、横三・一センチメートル、厚さ〇・八センチメートル（体積約二十五・八立方センチメートル）のゆづ餅・挽茶餅・栗餅およびわらび餅を二個ずつ計八個（体積合計約二百六・四立

方センチメートル）をならべたものであつて、結局これらの総体積は、包装箱の総容積の約三十五・三パーセントにすぎない。

二、当該商品は、昭和四十一年ごろから、「第十六回全菓博副総裁賞受賞工場」と標示した直径約三・六センチメートルの円形状のシールが貼付され、あたかも当該商品が副総裁賞を受賞したものであるかのように表示されている。

しかるに、当該賞は、同社が製造する「波の華」と称する「おこし」が昭和四十五年五月第十六回全国菓子大博覧会において受賞したものであつて、当該商品が受賞したものではない。

三、よつて、宝製菓株式会社は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であり、かつ、その品質について実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、宝製菓株式会社の行為中、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であるかのように表示している点については、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反し、その品質について、実際のものよりも著しく優良であるかのように表示している点については、同条第一号の規定に違反する。

昭和四十三年一月九日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子

